

建設工事、工事に伴う委託業務（設計・測量・建設コンサルタント等委託業務）
に係る豊橋市の入札契約制度改正点について（お知らせ）

平成 25 年 6 月 1 日から建設工事等に係る入札契約制度を次のとおり改正しますので、ご注意ください。

1. 平成 25 年 6 月 1 日改正による入札契約制度の変更点

(1) 予定価格等の公表時期（随意契約を除く）

（平成 25 年 6 月 1 日以降に公告する案件に適用します。）

予定価格等の公表時期を次のとおり変更します。

区 分		平成 24 年度	平成 25 年度
建設工事	予定価格	予定価格（税込み） 1,000 万円以上事後公表	事後公表
		予定価格（税込み） 1,000 万円未満事前公表	
	最低制限価格・ 調査基準価格	事後公表	事後公表
工事に伴う委託 業務（設計・測 量・建設コンサル タント等業 務）	予定価格	予定価格（税込み） 500 万円以上事後公表	事後公表
		予定価格（税込み） 500 万円未満事前公表	
	調査基準価格	予定価格（税込み） 1,000 万円以上事後公表	予定価格（税込み） 1,000 万円以上事後公表
		予定価格（税込み） 1,000 万円未満設定なし	予定価格（税込み） 1,000 万円未満設定なし

※・公表する価格は、税抜き価格です。

・随意契約は、従来どおり予定価格（税抜き）を事後公表します。

詳しくは豊橋市契約検査課ホームページ内で下記要領をご覧ください。

建設工事等に係る情報の公表事務取扱要領

http://www.city.toyohashi.aichi.jp/bu_zaimu/keiyakukensa/kisoku/pdf/kou-kouhyou.pdf

(2) 工事に伴う委託業務(設計・測量・建設コンサルタント等業務)における低入札対策について
(平成 25 年 6 月 1 日以降に公告する案件に適用します。)

一定金額以上の案件で低入札価格調査を試行していますが、新たに失格判断基準を導入します。

(低入札価格調査の概要)

区分	内 容
対象	予定価格 1,000 万円以上の工事に伴う委託業務 (設計・測量・建設コンサルタント・地質調査・補償コンサルタント)
調査基準価格	積算内容に応じた、計算式により算定 (計算式は下表のとおり)
失格判断基準	積算内容に応じた、計算式により算定 (計算式は下表のとおり)

【調査基準価格及び失格判断基準の計算式】

(調査基準価格)

業務区分	①	②	③	④
測量	直接測量費の額	諸経費の額 × 0.4		
建築設計	直接人件費の額	特別経費の額 × 0.9	技術料等経費の 額 × 0.5	諸経費の額 × 0.5
土木コンサル (技術経費を用いる場合)	直接業務費の額	技術経費の額 × 0.6	諸経費の額 × 0.5	
土木コンサル (技術経費を用いない場合)	直接原価の額	その他原価の額 × 0.8	一般管理費等 × 0.3	
地質調査	地質調査業務費 (一般)の内、 直接調査費の額	地質調査業務費(一 般)の内、間接調査 費の額 × 0.7	地質調査業務(解 析)費計の額 × 0.7	地質調査業務費 (一般)の内、諸 経費の額 × 0.3
補償コンサル	直接原価の額	その他原価の額 × 0.8	一般管理費等 × 0.3	

※各項目で算出した額の合計額とする。

○7/10から9/10の範囲で設定(7/10を下回る場合は7/10とする)します。

○業務内容が複数にわたる場合は、それぞれの区分で計算した額の合計額とします。

○上記区分となっていない場合であっても、原則、設計内容により上記区分に項目を振り分けて算定
します。

○特別なものについては、上記にかかわらず、契約ごとに10分の7から10分の9までの範囲内で定
める額とします。

(失格判断基準)

業務区分	①	②	③	④
測量	直接測量費の額 × 0.9	諸経費の額 × 0.2		
建築設計	直接人件費の額 × 0.9	特別経費の額 × 0.9	技術料等経費 × 0.4	諸経費の額 × 0.3
土木コンサル (技術経費を用いる場合)	直接業務費の額 × 0.9	技術経費の額 × 0.5	諸経費 × 0.3	
土木コンサル (技術経費を用いない場合)	直接原価の額 × 0.9	その他原価の額 × 0.2	一般管理費等 × 0.2	
地質調査	地質調査業務費 (一般)の内、 直接調査費の額 × 0.9	地質調査業務費(一 般)の内、間接調査 費の額 × 0.4	地質調査業務(解 析)費計の額 × 0.3	地質調査業務費 (一般)の内、諸 経費の額 × 0.1
補償コンサル	直接原価の額 × 0.9	その他原価の額 × 0.4	一般管理費等 × 0.2	

※各項目で算出した額の合計額とする。

○業務内容が複数にわたる場合は、それぞれの区分で計算した額の合計額とします。

○上記区分となっていない場合であっても、原則、設計内容により上記区分に項目を振り分けて算定します。

○特別なものについては、前項の規定にかかわらず、契約ごとに失格判断基準を定めることがあります。

詳しくは豊橋市契約検査課ホームページ内で下記要領をご覧ください。

工事に伴う委託業務に係る低入札価格調査試行要領

http://www.city.toyohashi.aichi.jp/bu_zaimu/keiyakukensa/kisoku/pdf/con-teinyu.pdf

(3) 契約約款における談合その他の不正行為の場合における賠償金条項の強化について
(平成 25 年 6 月 1 日契約日以降の契約に適用します。)

工事請負契約約款第 48 条第 1 項
修繕請負契約約款第 48 条第 1 項
土木設計業務等委託契約約款第 42 条第 1 項
建築設計業務委託契約約款第 42 条第 1 項
業務委託契約約款第 36 条第 1 項
など

区分	現行		見直し	改正理由
賠償金の率	10%	⇒	20%	賠償金の率を引き上げ談合等に対する抑止力を高めるため。

問合せ先	豊橋市契約検査課	工事契約担当	電話	0532-51-2155・2156
	豊橋市上下水道局	総務課	電話	0532-51-2705・2706
	豊橋市民病院	管理課	電話	0532-33-6278